

周南市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

周南市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市体育施設条例の一部を改正する条例

周南市体育施設条例（平成15年周南市条例第115号）の一部を次のように改正する。  
第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

（利用料金）

第14条 市長は、指定管理者にその管理する体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、体育施設を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。この場合において、第6条の規定は、適用しない。

3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

4 利用料金の額は、別表第2に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。

第15条 前条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合における第7条及び第8条の規定の適用については、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と、第8条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市体育施設条例（以下「新条例」という。）第14条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、利用料金として収受させる最初の日前にこの条例による改正前の周南市体育施設条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により納付された使用料（同日以後の使用に係る使用料に限る。）は、新条例第14条第2項の規定により納付された利用料金とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(参 考)

周南市体育施設条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第14条 市長は、指定管理者にその管理する体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、体育施設を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。この場合において、第6条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表第2に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>第15条 前条第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合における第7条及び第8条の規定の適用については、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と、第8条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</u></p>

現行	改正案
(市長による直営) <u>第14条</u> (略)	(市長による直営) <u>第16条</u> (略)
(委任) <u>第15条</u> (略)	(委任) <u>第17条</u> (略)